５・６　（略）

７　賃金規定等共通化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　一の事業所につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

（削る）

（削る）

８　賞与・退職金制度導入コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハの措置（賞与又は退職金制度のいずれかに係るもの）を講じた事業主　一の事業所につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

（削る）

ロ　前号ハの措置（賞与及び退職金制度の両方に係るもの）を講じた事業主　一の事業所につき四十二万六千円（中小企業事業主にあつては、五十六万八千円）

（削る）

母等である対象者一人につき八十万七千五百円、その他の対象者一人につき七十一万二千五百円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき九十五万円、その他の対象者一人につき八十五万五千円及び当該措置が実施された一の事業所につき九万五千円）」と、同号ヘ中「対象者一人につき九十万円（中小企業事業主にあつては、百八万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき百二万円、その他の対象者一人につき九十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき九万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき百二十万円、その他の対象者一人につき百八万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十二万円）」と、同号ト中「対象者一人につき四十九万八千七百円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき五十四万六千二百五十円、その他の対象者一人につき四十九万八千七百五十円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき六十一万七千五百円、その他の対象者一人につき五十七万円及び当該措置が実施された一の事業所につき九万五千円）」と、同号チ中「対象者一人につき六十三万円（中小企業事業主にあつては、七十二万円）」とあるのは「母子家庭の母等である対象者一人につき六十九万円、その他の対象者一人につき六十三万円及び当該措置が実施された一の事業所につき九万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等である対象者一人につき七十八万円、その他の対象者一人につき七十二万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十二万円）」とする。

５・６　（略）

７　賃金規定等共通化コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき四十二万七千五百円（中小企業事業主にあつては、五十七万円）

ロ　生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき五十四万円（中小企業事業主にあつては、七十二万円）

８　賞与・退職金制度導入コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ハの措置（賞与又は退職金制度のいずれかに係るもの）を講じ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき二十八万五千円（中小企業事業主にあつては、三十八万円）

ロ　前号ハの措置（賞与又は退職金制度のいずれかに係るもの）を講じ、生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき三十六万円（中小企業事業主にあつては、四十八万円）

ハ　前号ハの措置（賞与及び退職金制度の両方に係るもの）を講じ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき四十万五千円（中小企業事業主にあつては、五十四万円）

ニ　前号ハの措置（賞与及び退職金制度の両方に係るもの）を講じ、生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき五十万四千円（中小企業事業主にあつては、六十七万二千円）